

## 実務経験(見込)証明書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
社会福祉士養成所長様

証明書No.

令和 年 月 日

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者に作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内』24~30頁、35頁を見せて証明してもらつてください。

社会福祉協議会の所在地及び名称	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
代表者氏名 (役職・氏名)	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
証明書作成者	所属・役職等 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/> 認印 <input type="text"/>

証明印

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の社会福祉士養成所の入学・

実習免除に必要な相談援助の業務に

<input type="checkbox"/> 従事した
<input type="checkbox"/> 従事する見込みである

ことを証明します。

## 業務内容

主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ	生年月日			
氏名	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	年月日生	
社会福祉協議会の名称				
施設(事業)の種類	該当通知番号			
職種 (資格該当職名)	2-(11)			
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日まで
証明書記入時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日まで記入してください。(1日でも不足する場合は、認められません。)				

- (注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。